

# 熊川東市民農園使用者協力会運営規約内規

## (役員)

第1条 役員については、別に定める市民農園役員の選任及び設置基準に基づき選任する。

## (緩衝領域と除草)

第2条 会員は使用区画内に他会員との境界線及び通路から内側に約 20cm 程度の作物及び雑草を生やさない緩衝領域を設けること。

緩衝領域の決め事が守られず、越境してきた作物や雑草を会員は取り除く事ができる。

第2条の2 会員は使用区画に隣接する通路の幅の半分以上の除草を行うこと。

第2条の3 区画番号 1～20 の会員はロープ柵と使用区画間の除草をすること。

## (日照権と風通しの保護)

第3条 会員は隣人に日当たりや風通しを損ねる骨組み、棚、温室等を使用区画内に設置してはならない。

## (野菜くず等の処置)

第4条 会員はネズミの餌場になる事から共有部分に穴を掘り野菜くず等を埋めずに自宅へ持ち帰ること。

第4条の2 会員は使用区画内に雑草、作物残渣(枯れた作物を含む)やゴミ等を 1 ヶ月以上放置しないこと。

## (退会)

第5条 協力会は禁止事項等で累計 3 回目の違反のハガキを発送した会員を強制退会させることができる。

第5条の2 二ヶ月間使用区画を放棄した会員は、退会とする。

## 附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この内規は、令和 5 年 3 月 27 日から適用する。

## 附 則

この内規は、令和 8 年 3 月 1 日から適用する。